

# 裁 決 書

三重県

審査請求人 様

処分庁 福祉事務所長 様

審査請求人が平成 28 年 7 月 29 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条の規定に基づく平成 28 年 6 月 2 日付け生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

## 事案の概要

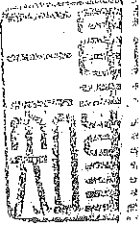
- 1 平成 25 年 6 月 24 日、処分庁は審査請求人に対し、生活保護法による保護を開始した。
- 2 処分庁は審査請求人の収入の増加により、平成 28 年 5 月 1 日からの保護を廃止することとし、平成 28 年 6 月 2 日付けで保護廃止決定通知（ 号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は平成 28 年 7 月 29 日付けで、三重県知事に対し、本件処分を不服として審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人の 1 か月の収入は、障害年金（65,008 円）と失業保険（51,520 円）を合わせた 116,528 円であり、最低生活費 117,080 円を下回っているため、保護の廃止は不当である。
- (2) 審査請求人が A 型作業所で働いていた時、生活保護基準額よりも収入が上回っていても、処分庁は保護を廃止しなかったにもかかわらず、職を失ってから保護を廃止されるのは不当である
- (3) 処分庁が行った保護廃止の理由となる収入等は、憶測や無理やりに算出さ

- れたものであり、納得も理解もできない。
- (4) 解雇予告手当や失業給付は、就職活動のための活動費であり、生活費として計算することは誤りである。



## 2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人の平成28年5月分の収入は、障害年金と失業給付のほか、就労収入及び解雇予告手当があり、国民健康保険料や医療費を最低生活費に加えた支出額より上回っていることから、保護を受けなくても生活が可能である。
- (2) 解雇予告手当は給料等の就労収入ではなく、各種手当の扱いとなり、基礎控除がないため、審査請求人が作業所で働いていた時の就労収入が額面で解雇予告手当を上回ることがあっても、就労収入には基礎控除等があり、その結果、解雇予告手当が就労収入を上回るようになったものである。
- (3) 審査請求人の収入、支出の計算は決して憶測ではなく、最低生活費はもとより、国民健康保険料、医療費を含めて計算し、審査請求人に説明もしている。
- (4) 失業保険（失業給付）については、厚生労働事務次官通知に明記されており、実際の受給額を収入として認定することとされている。
- 以上の点から、本件処分は適法かつ適正に行ったものであり、本件審査請求はこれを棄却するとの裁決を求める。

## 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 生活保護を決定するための基準及び程度について、法第8条第1項で「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定されている。また、同条第2項で、その基準は「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」と規定されており、具体的には「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）」で定められている。
- (2) 保護の要否及び程度について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10において、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比によって決定すること」とされている。
- また、次官通知第8の2において、保護の要否及び程度を決定するため

に必要な収入は月額で認定すること、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、認定することとされている。

- (3) 保護の廃止について、法第26条で「被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」と規定されている。また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の間12において、保護を廃止すべき場合について、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等より、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされている。
- (4) 失業給付(失業保険金)の取扱いについて、次官通知第8-3の(2)のアの(ア)において、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。

## 2 本件処分について

### (1) 保護廃止の判断について

ア 処分庁は、平成28年5月分の最低生活費を117,080円と算定し、国民健康保険税及び医療費を加えた125,490円を同年5月以降に必要な費用(以下「最低生活費等」という。)と算定している。また、収入について同年5月分を181,638円、同年6月分を175,192円、同年7月以降分を116,528円と算定している。なお、それぞれの内訳は下表のとおりである。

そのうえで、同年5月分及び6月分は収入が最低生活費等を上回り合計105,850円の剰余金が発生すること、同年7月分以降は収入が費用を8,962円下回るものの前月までの剰余金により11.8月の間その差額を賄えることから、課長通知の「保護を廃止すべき場合」に該当すると判断して、本件処分を行ったものと認められる。

	28年5月分	28年6月分	28年7月以降分
<最低生活費等>			
最低生活費	117,080円		
(内訳) 基準生活費	(70,770円)		
身体障害者 加算額	(16,310円)	すべて同左	すべて同左
住宅扶助	(30,000円)		
国民健康保険税	2,010円		

医療費（精神科除）	3,900円		
医療費（精神科）	2,500円		
計	125,490円		
<収入>			
勤労収入	65,100円	58,900円	—
基礎控除	▲12,590円	—	—
雇用保険控除	▲260円	▲236円	—
障害年金	65,008円	65,008円	65,008円
解雇予告手当	64,380円	—	—
失業給付	—	51,520円	51,520円
計	181,638円	175,192円	116,528円
差額（収入計－最低生活費等計）	56,148円	49,702円	▲8,962円

注：数字の前の「▲」はマイナスを表す。

イ これに対し、審査請求人は1か月の収入は116,528円であり、最低生活費117,080円を下回っているため、保護の廃止は不当である旨を主張するので、検討する。

審査請求人の主張する収入及び最低生活費の額は、処分庁が平成28年7月以降分として算定した金額に合致するものであるところ、確かに月単位で見れば収入が不足すると言える。しかし、法第4条第1項（保護の補正性）において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定されていることから、本件においては、審査請求人は同年5月及び6月に発生する剰余金を最低限度の生活の維持のために活用することが要件となること、それにより同年7月以降の不足分を6か月を超えて補うことが可能と認められる。したがって、課長通知に定める保護を廃止すべき場合に該当するとした処分庁の判断は違法又は不当とは言えない。

ウ 審査請求人は、処分庁が行った保護廃止の理由となる収入等は、憶測や無理やりに算出されたものであるとし、主として失業給付、解雇予告手当、医療費及び保護廃止により新たに必要となる費用に関する異議を主張するので検討する。

失業給付について、処分庁は一日当たり1,840円の基本手当日額に28日分を乗じて月額51,520円と算定しているところ、同年7月分の実支給額と同額であることから、算定方法は妥当と認められる。また、次官通知8-3(2)において、失業給付は「その実際の受給額を認定すること」とされていることから、全額を収入に算入することも妥当と認められる。なお、

同年6月分及び9月以降分については処分庁の算定額と実支給額に相違があるが、同年6月分は月の途中から支給が開始されたこと、同年9月以降分は基本手当日額が変更されたことによるものであり、本件処分の時点でこのような将来の不確定な要素も含めて算定することは困難と認められるから、違法又は不当とまでは言えない。

医療費について、処分庁は、精神科を除く分として過去の実績に基づく一月当たりの医療費を算定し、精神科分として自立支援医療制度における一月当たりの自己負担上限額に基づき算定しているところ、将来の医療費を算定するに当たりこのような手法を用いることは妥当と認められる。

解雇予告手当について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に基づき解雇の予告を行わない場合に解雇と同時に30日以上平均賃金を支払うこととされているものであるから、次官通知第8-3(3)において列挙される収入として認定しないものには該当しないと認められる。また、労働の対価ではないから、給料等の就労収入とは認められない。したがって、手当が支給された同年5月分の収入としたこと、基礎控除をせずに全額を算入したことは妥当と認められる。

保護廃止により新たに必要となる費用について、処分庁は医療費と国民健康保険税を算定しているところ、この項目の選定は他団体における取扱いに準じたものとなっており、妥当と認められる。また、医療費の算定方法は上記のとおり妥当と認められる。なお、国民健康保険税の算定については、処分庁は2,010円と算定しているところ正しくは2,020円と考えられるが、結果として処分の内容を左右するものではなく、違法又は不当とまでは言えない。

上記の他、処分庁による各項目の算定について、その算定方法等に違法又は不当な点は見当たらない。

エ 審査請求人は他に、過去の就労時に収入が最低生活費を上回っても保護を廃止されなかったにもかかわらず、職を失ってから保護を廃止されるのは不当であることなど、種々主張するが、上記の判断を左右するものではない。

## (2) 行政手続法に基づく手続について

ア 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項において、不利益処分をする場合に名あて人に対する理由提示義務を規定し、同条第3項において理由提示は原則として書面によることを規定する。

本件処分は法第26条に基づく処分であるところ、法第29条の2により適用を除外される行政手続法の規定に同法第14条は含まれず、同条の適用を受けることから、上記の理由付記を要するものと解される。

イ 判例では、この理由付記には、行政庁の判断の慎重さと公正妥当性を担

保するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える機能があり、それゆえ、理由付記の程度については、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したかをその記載自体から了知しうるものでなければならず（最判昭和38年5月31日、最判昭和60年1月22日）、当該不利益処分の性質と根拠法令の規定の趣旨・目的に照らして個別的に決定すべき（最判昭和38年5月31日）とされている。

ウ 本件処分における保護廃止決定通知書では、廃止の理由として「働きによる収入の増加により廃止します。」と記載されているのみである。しかし、収入が増加した主な原因は解雇予告手当や失業給付の受給によるものであるが、これらは労働の対価となるものではないから、「働きによる収入」とは言い難い。また、事実関係や処分の根拠となる法令の条項の記載がないことから、その記載自体からいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したかを了知することが可能とは言えない。

したがって、本件処分においては理由付記に不備があり、行政手続法第14条第1項に違反していると認められる。

なお、生活保護の廃止処分は、法令の基準等に基づく収入と最低生活費等の金額の対比により客観的に基準への適合性を判断できるものであるから、理由付記の程度として高度な水準が要求されるとまでは言えないと考えられるとしても、本件処分における理由付記の程度では上記の判断を覆すには至らない。

#### 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年3月22日

審査庁 三重県知事 鈴木

